## 自由金利型定期預金規定 《大口定期》

- 1. (預金の支払時期等)
  - この預金は、証書(通帳)記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- 2 (利息)
  - (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。) および証書(通帳)記載の利率(以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ①預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合には、預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年後の応当日を「中間利払日」とし、預入日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を、利息の一部として、中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
  - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳)とともに提出してください。
  - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合には、預入日から満期日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、 預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書(通帳)記載の中間利払利率によって計算した中間払利息を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
  - A 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書 (通帳)とともに提出してください。
  - B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- ③中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、 満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間 払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。

- ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC (BおよびC の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。
  - A 解約日における普通預金の利率
  - B 約定利率×70%
  - C 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

- ②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率 (小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。
  - A 約定利率×70%
  - B 約定利率-(基準利率-約定利率)×(約定日数-預入日数)

預入日数

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- 3. (規定の変更)
  - (1) 当金庫は、この規定の各条項について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由により変更の必要があり、以下の事項に該当する場合、この規定を変更できるものとします。

- ①この規定の変更が預金者の利益に適合するとき
- ②この規定の変更が、自由金利型定期預金契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 前項によりこの規定を変更するにあたり、当金庫は、予めこの規定を変更する旨及び変更後の規定の内容とその効力発生日を、当金庫ウェブサイトへの掲載により公表し、その他相当の方法で周知します。
- (3) 第1項の規定の変更は、前項により公表等をする効力発生日に、変更の効力が生ずるものとします。

この他は、「定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上